

神奈川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県青少年保護育成条例施行規則（平成22年神奈川県規則第119号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ウ中「男女間又は同性間」を「人同士」に改め、同項第2号ア中「又はこれを連想させる行為」を「、性交を連想させる行為又は性器の接触行為（イ又はウに該当するものを除く。）」に改め、同号イ中「強姦^{かん}」を「強制性交等」に改め、同号ウを削り、同号エを同号ウとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。